

社会学的代表と投票価値の平等との関係

－「代表」は平等に対抗するのか－

法学科 4 年 中村 公大

I はじめに

いわゆる「1票の格差」問題をめぐり、司法と立法府の攻防が激化し、国民の関心も高まっている。平成23年の最高裁判決では、衆議院の「1票の格差」につき、以下の判断を下した。まず、選挙区割りにおける1人別枠方式につき、過疎地域への配慮という目的からは、国会議員は「全国民を代表して国政に関与することが要請されて」おり、「相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄」であるから、この点での「合理性」は認められないとした。加えて、選挙制度の変更に伴う「人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮」という点からも、「時間的な限界」を経過しており、以上の2点に照らせば、1人別枠方式が「それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた」から、結論として、かかる制度の下で生じた2倍以上の投票価値の較差は、憲法の要請する投票価値の平等に反すると判断したのであった¹。

判例によれば、投票価値の平等はそれ自体絶対的なものではなく、代表民主制を適正に機能させる選挙制度の構築において、「選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されること」と「国政における安定の要請」を目的に考慮される1つの事情に過ぎない²。これに対し、学説においても、完全な形式的平等が選挙制度において必ずしも望ましいものではなく、適正な代表制の実現のためであれば、一定の較差を認めることを承認しているものといえる³。問題はいかなる場合に較差を認める正当な理由を肯定できるかである。投票価値の平等は憲法上の要請である(14条1項、15条1・3項、44条但し書き参照)から、これに対抗する利益は憲法的要請に基づくものである必要がある。この点につき、判例は47条の立法裁量論を前提に、「国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において」、投票価値の平等は図られるべきとする⁴。しかし、本来裁量を制約するはずの平等原則が、裁量により緩和されるとは解しがたい⁵。投票価値の平等という国民の重要な利益への制約は、憲法による規範的な基盤を有する合理的理由によってこそ許されるというべきであろう⁶。

¹ 最大判平成23・3・23民集65巻2号755頁。

² 最大判昭和51・4・14民集30巻3号223頁。

³ 多数説に従えば1対2までの較差は許容されるという。芦部信喜＝高橋和之補訂『憲法〔第4版〕』（岩波書店、2007年）136頁。

⁴ 前掲注2・昭和51年判決参照。

⁵ 47条に基づく立法裁量が平等条項による制約を受けることについては、判例も認めている(例えば、最大判平成11・11・10民集53巻8号1704頁)。学説においても裁量論が平等条項よりも前面に出ることには否定的である。小山剛『「憲法上の権利」の作法〔新版〕』（尚学社、2011年）186頁参照。

⁶ 投票価値の較差をもたらす根拠については、「よほど強い正当化の証明がないかぎり、許され」（芦部信喜「議員定数不均衡の司法審査」ジュリスト296号(1964年)56頁）ず、そのような較差は、「憲法に根拠のある原則によってその正当性が証明されない限り、許されない」（芦部信喜「参議院定数訴訟と立法府の裁量」法学教室34号(1983年)12頁）と言うべきだろう。

ここで、1人別枠方式の趣旨に立ち返ると、それは「過疎地域に対する配慮、具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることから、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させるために、定数配分上配慮して、各都道府県にまず1人を配分した後に、残余の定数を人口比例で配分することとした」ものと説明される⁷。そうすると、このような制度下で選出された議員は、いわば当該過疎地域の「地域代表(都道府県代表)的性格」⁸を帯びることとなる。

そこで、このような地域利益を反映した代表を、43条1項にいう「代表」として肯定的に捉えることはできないか。もしそのような議論が成り立つのであれば、投票価値の平等要請に対抗しうる利益を、「規範的に」根拠づけることができるのではないか、というのが本稿の目論見である。以下、地域利益の反映を代表制論から肯定的に捉えられないかという具体例を通して、「代表」と投票価値の平等要請との関係を検討する。

II 「全国民の代表」(43条1項)の規範的意義

1 2つの代表観

そもそも43条1項の「代表」には2つの意味が緊張関係を孕みつつ、含意されている。1つは政治的・代表という観念である。この観念は、近代議会制が、それに先行する身分制議会を否定しつつ登場した際の中心をなすとされたものである。つまり、市民革命は中間団体を解体し、均一な諸個人からなる「1つの国民」を創出し、議会もこのような全国民の共通の利益を代表するものとされた⁹。ここでの議会と国民の関係は、代理のアナロジーとしての法的関係ではなく、「国民は代表機関を通して行動し、代表機関の行為が国民の意思を反映するものとみなされる」、「政治的」な関係である¹⁰。そしてこの代表観の中核が命令的委任の禁止・自由委任の原則である。具体的には、「議会を構成する議員は、選挙区ないし後援団体など特定の選挙母体の代表ではなく、全国民の代表であること、したがって、議員は議会において、自己の信念に基づいてのみ発言・表決し、選挙母体である選挙区ないし後援団体等の訓令には拘束されないこと」を意味する¹¹。

このような代表観に従えば、地域代表という部分利益の選出は、「全国民」を代表すると

⁷ 前掲注1・平成23年判決参照。

⁸ 都道府県代表＝地域代表であり、1人別枠方式による選出＝過疎地代表＝都道府県代表という前提には異論がないわけではない(芦部・前掲注7「議員定数不均衡の司法審査」55～56頁)が、ここでは所与のものとして扱う。なお、前掲注1・平成23年判決竹内行夫裁判官補足意見参照。ただし、現行制度での1人別枠方式については、過疎地域がその恩恵を受けておらず、その限りで不合理である、という指摘はもっともであろう。前掲注1・平成23年判決田原睦夫裁判官反対意見参照。

⁹ 糖塚康江「国民代表の概念」高橋和之＝大石真編『憲法の争点(法律学の争点シリーズ2)』(有斐閣、1999年)166頁。

¹⁰ 清宮四郎『憲法I〔第3版〕』(有斐閣、1979年)69頁。

¹¹ 芦部＝高橋・前掲注3・277頁。判例も同様の趣旨に解している。最大判昭和58・4・27民集37巻3号345頁。また、政治的・代表から導かれる規範内容を、「禁止的規範意味」とも言う。

いう理念からはむしろ否定的に捉えられる、と考えるのが素直である。しかし、この点をとらえて、「議員が選出母体や支援団体の意見に配慮して行動することは珍しくないし、それは必ずしも否定的に評価されるわけではない」とされるが、これはどういう意味であろうか¹²。

政治的代表観は 18 世紀の革命期に誕生したが、普通選挙の実現を迎えた 19 世紀以後に修正を迫られることとなる。国民(ナション)主権論と結合した政治的代表観の下では、代表者たる資格は、主権者国民の意思たる一般意思を表明する地位にあるか否かにかかわり、社会的事実として、代表者の意思と被代表者の意思との間の一致関係を全く問題にしなかつたからである。政治的代表観は、事実上の国民意思と代表者意思の不一致を覆い隠す、すぐれてイデオロギー的な性格をもつ¹³。

ここから、民主政の進展に伴って議会が国民代表であるためには、選挙において表明される国民意思を議会ではできる限り忠実に反映し、国内の地域的・社会的および経済的諸利益の公正な、かつ均衡のとれた代表が確保されていなければならない、という社会学的視点から構成された代表観が登場した¹⁴。これを社会学的代表という。ここでの代表制は、選挙を通じて選挙民の多様な利害を議会に反映させるメカニズムであると理解され、これを実現する選挙制度は、国民の多様な意思をできる限り公正かつ忠実に一社会の実相を鏡のように一反映するものである必要が生じる。43 条 1 項が、「全国民を代表する選挙された議員」と表現されていることから、具体的な選挙制度に、かかる代表観に基づく規範的要求が妥当するのは明らかである¹⁵。

このように、43 条 1 項には 2 つの代表観が併存するが、これらは矛盾関係にあるとはされず、緊張をはらみながら共存していると解される¹⁶。つまり、43 条には代表制の歴史的進展の結果として、2 つの代表観が重疊的に含意されている。社会学的代表観は、代表者の被代表者による拘束を認めるが、それは自由委任原理に反するような法的拘束ではなく、選挙という制度が内包する効果としての事実上の拘束にすぎない¹⁷。

このような社会学的代表観を、学説での位置付けに敷衍すると、まず、代表的論者である芦部によれば、特定の選挙制度が具体的に帰結されるとはしなかつた¹⁸。しかし、この代表観の帰結として、代表と投票価値の平等との関係につき、「選挙民の利益に対する国会の

¹² 長谷部恭男「1 人別枠方式の非合理性」ジュリスト 1428 号(2011 年)53 頁。

¹³ 宮沢俊義『憲法の原理』(岩波書店、1967 年)185 頁、芦部信喜『憲法業説 2 人権と統治』(信山社、1995 年)242～243 頁。

¹⁴ 芦部・前掲注 13・243 頁。また、社会学的代表から導かれる規範内容を、「積極的規範意味」とも言う。

¹⁵ 樋口陽一＝佐藤幸治＝中村睦男＝浦部法穂『注釈日本国憲法(下)』(青林書院、1988 年)868 頁〔樋口〕。

¹⁶ 樋口ほか・前掲注 15・871 頁。

¹⁷ 糖塚・前掲注 9・166 頁参照。

¹⁸ 高見勝利『芦部憲法学を読む 統治機構論』(有斐閣、2004 年)80 頁参照。

反応ないし利益の反映という要件を実質的・積極的に満たすものであるかぎり、人口比率の原則から偏向をみとめることができる」¹⁹という。これに従うならば、議会の議席配分を人口比率のみによると、都市部の利益が結局過大に代表されることから、少数者たる地方の共同体の利益を議会に反映すべく配慮することは、肯定的に捉えられるということになる。

利益政治を強く意識した立論を展開した樋口によると、43条1項は現代議会制が選ぶべき2つの基本的態度決定を迫っているという²⁰。1つは禁止的規範意味(政治的代表観)を強調する立場であり、もう1つはむしろ積極的規範意味(社会学的代表観)を重視し、中間団体を媒介とする代表の在り方をより正面から認知した上で、そのような意味での代表の実質化をめざす方向であるという。ここにいう後者の立場をとる場合には、地域代表という1つの実質化された代表を選出する1人別枠方式は、43条1項の趣旨に適合する「合理性」を有するシステムと評価する余地がある。

これとは異なって、人民主権論からのアプローチも存在する²¹。人民主権論によれば、代表の歴史的展開という通説の考察理路を辿ることなく、そもそも社会学的代表観は織り込まれていると解される²²。

43条1項に以上のような代表観を読み込むとき、伝統的な部分代表を否定する論拠として本条を援用する用途²³とは反対に、部分代表的な要素が、本条の積極的な規範的要請にこたえるために意味ある(合理性のある)ものとして援用する論法がありうる²⁴とも解される。このような論理をたどれば、1人別枠方式が地域代表的性格を帯びる議員を選出することをもって、積極的規範意味に適う「合理的」な制度であり、この点で投票価値の平等に譲歩を求める論拠となりうる可能性もあると言える。

とはいえ、具体的な選挙制度の形成にあたって、本条がいかに機能しうるかについては、さらに検討の余地がある。

¹⁹ 芦部「議員定数不均衡の司法審査」・前掲注3・58頁。

²⁰ 樋口ほか・前掲注15・872～873頁。

²¹ 杉原泰雄『憲法Ⅱ 統治の機構』(有斐閣、1989年)164頁以下参照。

²² 杉原・前掲注21・171頁。人民主権論から要請される「半代表」は、「人民」と代表の法的紐帯を求める点で、社会学的代表とは厳密には異なる概念である(前掲注17参照)。とはいえ、芦部によれば、半代表と社会学的代表は、その概念において「大きく重なり合う」という(芦部＝高橋・前掲注3・278頁)。

²³ 判例は、43条1項の解釈については、専ら政治的代表観(禁止的規範意味)のみを読み込んでいる(辻村みよ子「小選挙区比例代表並立制選挙の合憲性」ジュリスト1176号(2000年)61頁参照)。前掲注1・平成23年判決が、1人別枠方式の過疎地代表的な性格を、「全国民を代表」するという観点から不合理であるとしたのは、「命令委任排除の前提にある理念」から厳格に評価した結果であろう(長谷部・前掲注12・54頁参照)。

²⁴ 樋口ほか・前掲注15・870～871頁。

2 「代表」と投票価値の平等との接合

ところで、投票価値の平等は、選挙権という権利(自由)に対応する平等要請として、これもまた代表観念が歴史的に生成されたのと同様に、歴史的に獲得されるに至ったものである。市民革命を経た近代社会が創出した「1つの国民」は、ナシオン主権論の下で国民代表を選出し、そしてかかる代表が国民から独立して初めて国民意思を形成するものとされた²⁵。ここにいう代表とは、紛れもなく「政治的代表」を意味している。他方、ここで想定されている国民とは、あらゆる属性を捨象した抽象的な個人である²⁶。このような理念に基づいてこそ投票価値の平等は導かれる。

近代社会の「歴史的発展を通じて一貫して追求されてきた」憲法の理念とは、「およそ選挙における投票という国民の国政参加の最も基本的な場面においては、国民は原則として完全に同等視されるべく、各自の身体的、精神的又は社会的条件に基づく属性の相違はすべて捨象されるべきであるとする理念」であり、そうであればこそ、「平等原理の徹底した適用としての選挙権の平等は、単に選挙人資格に対する制限の撤廃による選挙権の拡大を要求するにとどまらず、更に進んで、選挙権の内容の平等、換言すれば、各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを要求せざるをえないものである」と判例が述べる²⁷のも、同じ趣旨と解されよう。14条に加えて44条があえて規定されているのは、選挙権における平等要請が、かかる含意に基づく特殊なものであるということを示している。したがって投票価値の平等を考察するに当たっては、単に平等原則の領域に問題を限定するのではなく、憲法の想定する統治システムの理念、つまり、国民主権—国民代表原理—平等原理という3層の構造の中に位置づけて考察することが要請されるのである²⁸。

以上から帰結されることは、社会学的代表観を論じるにあたって、このような理念系に照らした議論を要するということである。社会学的代表とはあくまで代表者意思と国民意思の「事実上の類似」を指摘するにとどまり、法的紐帯までを読み込んだものではないとされる。これは「政治的代表」という理念系との矛盾を生ぜしめない範囲で、代表論を再構成しようとした現れであるといえる。したがって社会学的代表観というときであっても、政治的代表、また投票価値の平等の前提となる等質化された個人像という根底部分を修正することは、概念の混乱・不整合を招来することとなる。

では具体的に、1人別枠方式が、43条1項(社会学的代表観)に沿うような意味で、「民意を忠実に反映する」ものと言えるだろうか。すでに検討したように、国民各個人が等質化

²⁵ 芹沢斉＝市川正人＝阪口正二郎編『新基本法コンメンタール 憲法』(日本評論社、2011年)311頁〔加藤一彦〕。

²⁶ 和田進「議員定数配分の不均衡」大石真＝石川健治編『憲法の争点(新・法律学の争点シリーズ3)』(有斐閣、2008年)185頁。

²⁷ 前掲注2・昭和51年判決参照。

²⁸ 和田・前掲注26・185頁。

された均一のものとして把握されると、社会学的代表観にいう「鏡」のように国民意思が反映されるとは、議会の議席配分が各都道府県の人口数に応じて分布・配分されることを意味することとなる²⁹。つまり、選挙区間の有権者数が不平等で、選挙区間で1票の価値が異なり、その結果国民の意思・利益の分布状況が議会構成にゆがんでしか反映されない場合には、議会は「こわれた鏡」として、国民代表者としての実質を充たさないことになる³⁰。

このような理解に照らせば、たとえ47都道府県の地域利益が考えられ、これを実質化すべく1議席(選挙区)を割り振る制度であっても、投票価値に較差をもたらす以上、国民の意思をゆがめて反映するものとして社会学的代表という観点からは(も)、むしろ否定的に捉えられることとなる。つまり、投票価値の平等は政治的代表と結びつき、社会学的代表観は政治的代表の「上」に織り込まれた概念として、平等原則とは親和的に解釈される。判例において、各選挙区間の有権者数の不均衡が平等違反だとする主張がなされるが、これは同時に国民意思の反映を保障すべきだという、43条1項の積極的な規範的要請に違反するという主張でもありえる³¹ということができよう。

しかし、このような理解によれば、社会学的代表観に基づく43条1項が、投票価値の平等要請を譲歩させるべき「対抗」概念になるとは考えられない。強いて言えば、本来投票価値の較差は、本来1対1が望ましいが、かかる代表の実質化により1対2までは許容しうる、という意味で代表観が緩和剤になるという、「平等の要請に基づいた代表観」に過ぎない。この理解からすれば、反映されるべき「民意」の基礎となる単位は抽象化された個人でしかありえないのだから、仮に、「選挙人の人数」という意味での他に「民意」を想定するとしても、それに対して43条1項から積極的な意義を付与することはできない。ありうるのは、規範的要請ではなく、「政策的理由」として、少数者の意見を尊重すべきであるという理念に過ぎず、これが憲法的要請たる投票価値の平等への対抗利益になるとは言えないだろう。

3 社会学的代表観のもう1つの理解

ところが、樋口によれば、都道府県選挙区により選出された参議院議員の地域代表的性格を、「本条の積極的な規範的要請にこたえるための意味づけをあたえながら援用する論法」がある³²とし、また芦部によっても、「選挙民の利益に対する国会の反応ないし利益の反映という要件を実質的・積極的に充たすものであるかぎり、人口比率の原則から偏向をみとめることができる」³³とする。ここで想定されている社会学的代表観は、明らかに投票価値

²⁹ 杉原・前掲注21・185頁参照。

³⁰ 杉原・前掲注21・186頁。また、「選挙区ごとの議席配分と人口の不均衡」は「有権者意思の極端で恒常的な歪曲」になる限り、「本条(43条1項)違反の問題を生ずる」とするのも同趣旨だろう(樋口ほか・前掲注15・868～869頁)。

³¹ 樋口ほか・前掲注15・871頁。

³² 樋口ほか・前掲注15・871頁。

³³ 芦部「議員定数不均衡の司法審査」・前掲注3・58頁。

の平等要請に対抗的なもの³⁴である。これはいったいどういう意味だろうか。

つまり、都道府県がもし、判例の言うように「歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位」であり、「これを構成する住民の意思」³⁵が社会学的代表観にいう実質的な国民意思であるならば、これを議会に反映させるため都道府県を単位とした選挙区制を選択することは、43条1項の積極的な規範的要求に適う。そして、このような選挙制度を選択した場合、各都道府県の人口数は異なるのだから、投票価値に較差が生じてしまう。しかし、この較差は以上のような民意反映という憲法的要請のために生じた「合理的」なものであり、許容されるということになる。仮に都道府県を選挙区の単位とせず、人口比例のみを絶対の基準として選挙区を割り振れば、全国は無機質に等分され、地域(都道府県)利益は、国民意思に存在するにもかかわらず議会の構成配分として正確に反映されなくなる。そこで、これを反映させるべく都道府県を単位とすることは、社会学的代表観に適うという説明が可能になるのである。

以上の発想は、投票価値の平等とは別に、代表の在り方を論じるものだが、このような理解に問題はないのだろうか。

Ⅲ 社会学的代表観の問題点—所与とされる「民意」？

社会学的代表観は、国民代表は、「現に国民の間に存在し互いに衝突する複雑な利益状況を、その構成・組織の面においてもできるだけ忠実に反映していること」³⁶、すなわち「肖像画がそのモデルを描き出すように、国民を代表する」³⁷という発想である。芦部は、このような着想をデュヴェルジェの論考から得たとされるが、デュヴェルジェ自身はこのような考えには批判的であったとされる³⁸。それは、代表の忠実性を語るには、次のような問題が立ちはだかっているからである。

そもそも代表されるべき「民意」や「利益」が、所与のものとして予め存在していると想定しうるのであれば、代表は「受動的記録」の問題に帰着する。しかし、「民意」や「利益」は所与のものとして存在しているわけではなく、「政治代表のカテゴリー」を通じ、初めて具体的な姿を現すことになる。

社会学的代表観は、国民意思に存在する「民意」を予め所与のものとして想定し、これを議会に適正に吸い上げることを要請する。しかし、「民意」なるものを予め想定することができるのだろうか。仮に想定しうるとしても、そのような想定(ないしカテゴリー分け)

³⁴ このような樋口・芦部の言説は、具体的には前掲注11・昭和58年判決を想定しているが、そこでの参議院議員選挙における投票価値の較差は5倍を超えていた。

³⁵ 前掲注11・昭和58年判決参照。

³⁶ 芦部・前掲注13・238頁。

³⁷ 杉原泰雄＝只野雅人『憲法と議会制度 現代憲法大系9』（法律文化社、2007年）154頁参照。

³⁸ 杉原＝只野・前掲注37・154頁。

が果たして許されるのだろうか³⁹。

まず、そもそも「民意」を想定できるか、という前者の問題について、このような想定・カテゴリー分けは、「現代では」なしえない、と考えることもできよう。「地域」「性別」といった指標が考えられるとしても、これらを構成する国民の利益が、従来のようにこの指標のみによって完全に現されるということはできないのではないか。現代は複雑な利益条件が絡み合う社会である。この指標自体のもつ固定性は、相当程度に疑わしい⁴⁰。最も国民の政治的意思に近く、「世論と利益を再編する」カテゴリーとされる政党でさえ、現代では指標として不十分であることを露呈している⁴¹。

本質的な問題は、本来あらゆる属性が捨象され、抽象的に捉えられた国民を、より実質的な利益を保持する主体として読み替えることになる矛盾性である⁴²。社会学的代表観というとき、それは近代統治システムの理念系(「抽象化による統合」)に基づく代表制論(政治的・政治的・政治的)の問題を修正する原理として提示された。しかし、近代統治システムの理念を前提に議論するならば、等質な個人を「実質化」することは背理である。他方で、そのような理念系とは別に代表制を議論するという方途もありえよう。とはいえ、仮にこのような理路を辿るのであれば、いわば従来の憲法観の「読み替え」を要し、憲法における国会議員が「全国民を代表」するとされていることへ説明が求められよう⁴³。そして、ここでの読み替えられた代表と、近代統治システムに裏付けられた投票価値の平等要請との関係は、「対抗」ではなく、「次元の異なった」問題として議論されるはずである。

次に、後者の問題として、仮に「民意」の想定をなしうるとした場合に問題はないのか。都道府県を選挙区とすることが、社会学的代表観から肯定的に捉えられるとした場合、そこには「民意」が都道府県という形で存在するものとして想定されている⁴⁴が、代表される

³⁹ 杉原＝只野・前掲注 37・154～155 頁、また同 241～244 頁参照。

⁴⁰ 杉原＝只野・前掲注 37・299 頁。

⁴¹ 最新の衆議院議員総選挙(2012 年 12 月 16 日投票)では、12 もの政党が小選挙区・比例代表で候補者を擁立したが、これは端的に国民意思を反映すべき指標を確立することの困難さを表しているといえる。

⁴² 「「所与」の代表されるべき社会の実質的存在を想定することは、「抽象化による統合」という近代の前提とも相容れない」(杉原＝只野・前掲注 37・243 頁参照)。「抽象化による統合」との関係については、本稿 II 2 でも示唆している。

⁴³ このような方途を辿る場合には、問題を代表制論のみで考察することはできず、例えば主権論との整合性といった根底からの読み替えを要するのではないか(なお、宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』(日本評論社、2011 年)221 頁参照)。かかる観点からは、ナシオン主権的解釈から、国民代表に社会学的代表観を読み込んでも、「論理的に矛盾することはない」(芦部・前掲注 13・244 頁)とするのは短絡的かもしれない。

⁴⁴ 社会学的代表観は、「国民意思の形成過程に先行し、何らかの形で「民意」が実在することを前提とする」(毛利透＝小泉良幸＝浅野博宣＝松本哲治『憲法 I 統治』(有斐閣、2011 年)86 頁 [毛利])とされ、本文で検討してきた社会学的代表観は、「諸利益」が予め代表

べき利益ないしは個人以外の集団等の社会の構成要素を計る指標はどのように選択されるのだろうか。国民代表が反映すべき利益としては、「地域」「職業」「性別」など多様なものを考える。しかし、これらのいずれかをもって代表を構成すれば、社会の実相として存在する他の利益は反映できないという問題が生じる。この点に関しては、1人別枠方式の不合理性を説いた平成23年判決の須藤補足意見が示唆的である。「我が国にとって重要なし優先順位上位で、しかも少数者ないしは弱者に関わる政策課題は多数あるであろうから、代表はその関係集団から選出されるべきである、という考え方からすると、「その重要な政策課題ごとに」「その関係集団にも議員を1人別枠で配分しなければならないということにもなりかねないであろう。もとより、そのようなことは現実に不可能であり、そうであるとする、今度は、人口の少ない県に対する過疎関連問題等の対策のみを常に優遇し、その関係集団の選挙人の投票価値を必ず優位なものとするということになり、不公平、不合理である」⁴⁵。

また国民をそのように区分することは、必然的に差別・排除の問題が生じる。これは従来より、職能代表制を構想する場合に、批判として意識されていた⁴⁶。さらに、反映すべき利益というカテゴリー分けを行うことは、人為的・恣意的な作用であり、このような区分はどのようにして行われるのか。仮に、選挙区割りを「法律でこれを定める」(47条)ことのできる政府側がなしうるとすれば、ゲリマンダーにも通じる「怖さ」が存在する。

畢竟するに、社会学的代表観が「民意の忠実な反映」を標榜しても、何が「民意」であるかを予め確定することはできない。それは選挙の結果、初めて現前するものだからである。仮に「民意」を確定できないとしても、それを構成するであろう諸利益(「地域」「性別」「職能」など)は、予め想定できるから、この利益をうまく議会に反映させることは可能とも思える。しかし、このような想定(区分)は、本来等質なものとされた個人を「実質的に」カテゴライズしてしまい、近代議会制の大前提との矛盾を孕むという問題をもたらす。

IV おわりに

さて、本稿の目的は、結論から言えば達せられなかったと言えよう。まず、社会学的代表を、政治的代表的想定する近代統治システムの理念の「上」に忠実に構成しようとした場合、投票価値に較差をもたらすような代表の実質化を語ることはできない。この時、社会学的代表は、政治的代表と結びついた投票価値の平等要請を前提として構成されているからである。この点については、本稿Ⅱ2において帰結を見た。したがって本稿の冒頭で掲げた問題提起(目論見)への回答としては、「問いそのものがナンセンスであった」というこ

されるべきものとして存在していることを想定してい」るものと考えられる(杉原=只野・前掲注37・242頁参照)。

⁴⁵ 前掲平成23年判決参照。

⁴⁶ 樋口ほか・前掲注15・866～867頁参照。

とになる。なお、判例は 43 条 1 項にそもそも社会学的代表観を読み込んでいないとされる⁴⁷が、このような議論を踏まえれば、論理としては首尾一貫しているとも言える。

対して、本稿Ⅱ3で示した理路のように、ある利益の反映を、投票価値の問題を踏まえたうえでなお、代表論から肯定的に解するには、従来の社会学的代表観では不十分である。そのように考えるのであれば、本稿Ⅲで示した問題点をクリアしつつ、本質的には近代統治システムの理念を根底から読み替える作業が必要である。そして、そのような試みに成功して初めて、代表は投票価値の平等の平等に「対抗」する余地があるのではないか。しかし、改めてそのような議論を尽くすのであれば、そこでの両者の関係は、次元の異なる問題として「対抗」ではなくなるのではないか⁴⁸、というのが本稿の帰結である。

以上の帰結からは、次にいかなる代表制論が望ましいのかが問題になるが、この点については他日に期したいと思う⁴⁹。

⁴⁷ 前掲注 23 参照。とはいえ、43 条 1 項から人口比例原則が導かれるわけでもないとする(前掲注 11・昭和 58 年判決参照)。

⁴⁸ ただし、そこでの投票価値の平等要請がいかなる位置付けを与えられるかによるから、議論としては「対抗」関係になるとも解しうるだろう。

⁴⁹ 社会学的代表観は、「事実的側面」にとどまる点で意義があるとし、政治的・代表観を積極的に評価する見解として、毛利透「代表観念」小山剛＝駒村圭吾編『論点研究憲法』(弘文堂、2005 年)254 頁以下。また、人民主権論の立場から、個人の等質性を認識しつつも、「徹底した民意の反映」を構想する見解として、杉原＝只野・前掲注 37 書がある。